

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年11月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル名取バイパス

名取市上余田字千刈田324番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高耕一路

福島県郡山市谷島町5番42号

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- 4 変更の年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和6年11月1日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 7 縦覧期間
令和6年11月26日から令和7年3月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 真船幸夫	福島県郡山市谷島町5番42号	
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高耕一路	福島県郡山市谷島町5番42号	代表者の氏名変更(令和6年3月1日)
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	所在地変更(令和6年3月13日)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 真船幸夫	福島県郡山市谷島町5番42号	
株式会社サンドラッグ	代表取締役 貞方宏司	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	
株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高耕一路	福島県郡山市谷島町5番42号	代表者の氏名変更(令和6年3月1日)
株式会社サンドラッグ	代表取締役 貞方宏司	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	
株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	